

事務所だより

第116号
発行所
藤田社会保険
労務士事務所
京都市伏見区

健康保険の被扶養者認定について

健康保険の被扶養者となるには、保険者の認定を受けるための届けが必要です。

健康保険法（大正十一年法律第七十号）では被扶養者として届けることができる範囲を定めていて、「被保険者の直系尊属、配偶者、子、孫及び兄弟姉妹であつて、主としてその被保険者により生計を維持するもの」「被保険者の三親等内の親族で前号に掲げる者以外のものであつて、その被保険者と同じの世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持するもの」等としています。

健康保険被扶養者の認定手続きに必要な添付書類は、日本国内に住所を有する方と海外在住の方とは異なりますので、ご注意ください。

日本国内に住所を有する家族を被扶養者として届けるとき

日本国内に住所を有する（日本国内に住民票が有る）家族であつて、被保険者と同じ居か別居かにより、さらに添付書類が異なります。
詳細は、次の（表一）のとおりです。

海外に住所を有する家族を被扶養者として届けるとき

海外に住所を有する（日本国内に住民票が無い）家族を被扶養者として届ける場合には、添付書類が異なります。
詳細は、次の（表二）のとおりです。

（表一）

目 的	添 付 書 類	添付の省略ができる場合
続 柄 を 確 認	次のいずれか1点 ・戸籍謄本または戸籍抄本 ・住民票（※1） 提出日から90日以内に発行のもの	次のいずれにも該当するとき ・被保険者と扶養認定を受ける方双方のマイナンバーを届書に記載している。 ・左記書類により、扶養認定を受ける方の続柄が届書の記載と相違ないことを確認した旨を、事業主が届書に記載している。
収 入 を 確 認	年収「130万円未満（※2）」を確認できる課税証明書等	扶養認定を受ける方が、所得税法上の控除対象の配偶者または扶養親族であることを確認した旨を、事業主が届書に記載しているとき（※3） ・16 歳未満のとき
別 居 の 確 認	＜被保険者と被扶養者が別居の場合＞ 仕送りの事実と仕送額が確認できる書類 ・振込の場合…預金通帳等の写し ・送金の場合…現金書留の控え（写し）	・16 歳未満のとき ・16 歳以上の学生のとき

（表二）

目 的	添 付 書 類（※4）
続柄を確認	＜直系尊属、配偶者、子、孫及び兄弟姉妹＞ ・被保険者との続柄が確認できる公的証明書又はそれに準ずる書類 ＜直系尊属、配偶者、子、孫及び兄弟姉妹以外の三親等内の親族＞次のいずれも提出する ・被保険者との続柄が確認できる公的証明書又はそれに準ずる書類 ・被保険者と同居していることが確認できる公的証明書又はそれに準ずる書類
生計維持関係を確認	年収「130万円未満（※2）」を確認できる書類 （被扶養者となる家族に収入がある場合）・公的機関又は勤務先から発行された収入証明書 （被扶養者となる家族に収入がない場合）・収入がないことを証明する公的証明書又はそれに準ずる書類
同居を確認	＜被保険者と被扶養者が海外で同居の場合＞ ・被保険者と同一世帯である（同居している）ことが確認できる公的証明書又はそれに準ずる書類
別居を確認	＜被保険者と被扶養者が別居の場合＞次のいずれも提出する ・仕送りの事実と仕送額が確認できる書類（振込の場合…預金通帳等の写し）（送金の場合…現金書留の控え（写し）） ・現況申立書

（※1）被保険者と扶養認定対象者が同居し、被保険者が世帯主である場合に限る。
（※2）扶養認定対象者が次のいずれかに該当する場合は「180万円未満」（収入には公的年金も含まれます）・60 歳以上の方、
・障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者
（※3）障害・遺族年金、傷病手当金、失業給付などの非課税対象の収入がある場合は、受取金額の確認ができる通知書等のコピーの添付が必要です。
（※4）外国語で作成されているときは、翻訳者の署名がされた日本語の翻訳文

基本手当日額の変更

基本手当日額は例年8月に変更されます。しかし、今回発覚した“不適切な”毎月勤労統計の修正が行われたため、毎月勤労統計のデータを基に決定している雇用保険の基本手当日額等が平成31年3月18日より変更されました。詳細は、次のとおりです。

① 賃金日額の上限額と基本手当日額の上限額

(年齢：受給資格に係る離職の日における年齢)

(1) 賃金日額の上限額

60歳以上65歳未満	15,740円 → 15,750円
45歳以上60歳未満	16,500円 → 16,520円
30歳以上45歳未満	14,990円 → 15,010円
30歳未満	13,500円 → 13,510円

※賃金日額の下限額は、変更ありません。

(2) 基本手当の日額の上限額

60歳以上65歳未満	7,083円 → 7,087円 (+4円)
45歳以上60歳未満	8,250円 → 8,260円 (+10円)
30歳以上45歳未満	7,495円 → 7,505円 (+10円)
30歳未満	6,750円 → 6,755円 (+5円)

※基本手当日額の下限額は、変更ありません。

② 就業促進手当（再就職手当、就業促進定着手当、就業手当、常用就職支度手当）の上限額

(1) 再就職手当・就業促進定着手当・常用就職支度手当の算定における基本手当日額の上限額

60～64 歳	4,941円 → 4,945円 (+4円)
59 歳以下	6,105円 → 6,110円 (+5円)

(2) 就業手当の1日当たり支給額（基本手当の日額の30%）の上限額

60～64 歳	1,482円 → 1,483円 (+1円)
59 歳以下	1,831円 → 1,833円 (+2円)

③ 高年齢雇用継続給付の支給限度額と60 歳到達時等の賃金月額

(1) 賃金日額の上限額

支給限度額 359,899円 → 360,169円 (+270円)

※最低限度額については、変更ありません。

(2) 60 歳到達時等の賃金月額の上限額

472,200円 → 472,500円 (+300円)

※下限額については、変更ありません。

④ 育児休業給付の支給限度額

上限額（支給率67%）	301,299円 → 301,701円 (+402円)
上限額（支給率50%）	224,850円 → 225,150円 (+300円)

⑤ 介護休業給付の支給限度額

上限額 331,650円 → 332,052円 (+402円)

平成三十一年度の雇用保険率

平成三十一年度の雇用保険料率が公表され、平成三十一年度の料率と同率となりました。料率は、一般の事業〇・九%、農林水産・清酒製造の事業一・一%、建設の事業一・二%で、平成三十一年四月一日から適用されます。

平成31年度雇用保険料率

	①+② 雇用保険 料率	①労働者 負担	②事業主 負担
一般の 事業料率	0. 9%	0. 3%	0. 6%
農林水産・ 清酒製造 の事業	1. 1%	0. 4%	0. 7%
建設の 事業料率	1. 2%	0. 4%	0. 8%

四月の労務手続
「提出先・納付先」

一〇日
○雇用保険被保険者資格取得届の提出（前月以降に採用した労働者がいる場合）
「公共職業安定所」
○労働保険一括有期事業開始届の提出（前月以降に一括有

期事業を開始している場合）
「労働基準監督署」
五月七日
○預金管理状況報告の提出
「労働基準監督署」
○労働者死傷病報告の提出
（休業四日未満、一月～三月分）
「労働基準監督署」
○健保・厚年保険料の納付
「郵便局または銀行」
○日雇健保印紙保険料受払報

告書の提出 「年金事務所」
○労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出
「公共職業安定所」

編集後記

今年四月から相次ぐ生活品の値上げがあります。さらに一〇月からは消費税一〇%となる予定です。今年の昇給は、値上げと消費税増税に追いつくことが期待できるでしょうか。

(きん)

藤田社会保険労務士事務所

〒612-8017
京都市伏見区桃山南大島町1-4-41-504
TEL・075-611-5300
FAX・075-606-1906
e-mail :
fujita.office-1@k-fujita-sr.com
URL http://k-fujita-sr.com

